

高等学校生徒通学費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高等学校等へ公共交通機関を利用して通学する生徒の保護者に対し、通学に要する経費の一部を補助することにより保護者負担の軽減を図り、もって定住化と公共交通機関の利用の促進を図るため、補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この要綱による補助対象者は、町内に住所を有し、公共交通機関を利用して、学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める次の各号に該当する学校(課程)(以下、「高等学校等」という。)に通学する者の保護者とする。

- 1 高等学校(専攻科を除く。)
- 2 特別支援学校の高等部
- 3 専修学校の高等課程

(補助対象期間)

第3条 補助対象とする期間は、前条各号に掲げる高等学校等の正規の修業年限を上限とする。ただし、高等専門学校にあっては、3年とする。

- 2 修業年限の最終学年の3月及び休学期間など、通学実態がない期間は助成対象の期間に含めないものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象とする経費は、高校生が通学するために公共交通機関に支払う、通学定期券の費用の合算額とする。ただし、高等学校新入生通学費補助金、他市町村の通学費助成制度の補助対象経費及び岩美町を起点としない通学定期券の費用は除く。

- 2 鉄道利用にあたっては運賃のみを対象とし、特急料金は対象外とする。

(補助金額)

第5条 補助金額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の請求)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、高等学校生徒通学費補助金交付請求書(別記様式)を町長へ提出するものとする。

(補助金の返還等)

第7条 虚偽の申請等により不正に補助金を受けたときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱を実施するために必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第 5 条関係）

補助対象者	補助対象経費	補助金額
岩美町に住所を有し町外の高等学校等に進学する者の保護者	要綱第 4 条に掲げるとおり	補助対象経費のうち、1 月あたりの通学費（1 月を超える定期券にあっては、購入金額を月数で除した額）から 3, 000 円を控除して得た額
岩美町に住所を有し岩美高等学校に進学する生徒の保護者	要綱第 4 条に掲げるとおり	定期券購入費の全額